

第 4 4 号議案

志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

志木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年志木市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

令和 7 年 7 月 1 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方公営企業法第 3 8 条第 4 項の規定により、この案を提出するものである。